

## 入札・契約に係る情報（変更契約等の内容について）

担当課：総務部 契約検査課

※公表基準：当初契約について公表物件のうち、金額変更が伴う変更契約

物件名称	令和4年度西水路改修工事				
履行場所	藤井寺市恵美坂1丁目地内				
契約者	(商号) ㈱三和工業 (住所) 大阪府藤井寺市藤井寺1-1-17 (代表者) 代表取締役 一矢 安起				
物件概要 (変更後の内容)	工事延長 L=120.0m ・築堤・護岸工 L=44.0m ・矢板圧入工 左岸 L=44.4m 右岸 L=40.2m ・付帯工 1式 ・災害復旧工 1式				
変更契約の経過とその内容について					
※変更契約欄の契約金額は、変更後契約金額を記載。					
	契約の種類	契約年月日	変更理由	契約履行期間	契約金額(税込)
	変更契約	令和5年7月20日	別紙のとおり	令和4年9月16日 から 令和5年8月31日	¥161,235,800

# 変更理由書

- ・ 工事名 令和4年度西水路改修工事
- ・ 請負業者 三和工業株式会社
- ・ 契約日 令和5年1月5日
- ・ 工期 令和4年9月16日～令和5年7月31日

以下の内容の通り工期及び金額について設計変更事項が発生いたしました。

## ○工期について

契約書第21条の規定により、別紙のとおり工期延長願が提出され、内容を確認した結果、正当な理由と認めため、工期延長するものです。

- 工期 令和4年9月16日～令和5年7月31日（当初）  
令和4年9月16日～令和5年8月31日（変更）

## ○金額について

1. 左岸側74枚目の鋼矢板の打設中にGL-3.15mで地中障害物が出現しました。障害物があると鋼矢板の打設ができないため水路内を掘削して障害物の確認をしましたが、もともと水路が狭小なことと鋼矢板打設中の現場状況ではGL-3.15mまで河床を掘削することができず確認できませんでした。また使用可能な重機（オーガやアイオン）で障害物を砕こうとしましたが、砕くことができませんでした。以上より鋼矢板の打設ができません。そのため障害物に干渉するまで鋼矢板を圧入し天端の位置で鋼矢板を切断して施工できるように変更するものです。（減）

（変更内容） 矢板圧入工 圧入長4m以上6m以下	- 1枚
矢板圧入工 圧入長4m以下	+ 1枚

2. 設計では、施工前の護岸の高さに合わせるため鋼矢板No. 7～No. 56まで鋼矢板の天端から0.4m切断する設計ですが、設計通り施工しようとする笠コンクリート施工分と合わせて0.65mまで鋼矢板背面の土砂を掘削して鋼矢板を切断する必要があります。当該区間の民地の擁壁は、鋼矢板の天端から0.3m～0.5mしか根入れがないため0.65m土砂を掘削してしまうと、埋戻しが完了する約1週間程度、擁壁の下の土が露出したままになります。土が露出していると擁壁が水路側に倒れるなどの悪影響が考えられます。以上より、当該区間の鋼矢板の切断はせずに施工するよう変更するものです。(減)

(変更内容) 矢板切断工 - 50枚

3. 6月2日に通過した台風2号による大雨の影響で、矢板背面の埋戻し前に雨水が越水し不等沈下が発生したため、添付位置図の民地の擁壁が1cm～3cm程度、水路側に倒れました。擁壁を修復するために持主との協議が必要になるため、現状の工程では矢板背面の埋戻し前に擁壁を戻すことができません。また、矢板と民地の距離がとて近く施工の後戻りができない現場状況のため、一度埋戻しをしまうと擁壁を戻すことができなくなってしまいます。さらに、擁壁を戻すために埋戻しができなければ本工事が止まることになり、工期中に本工事が終わらない可能性があります。以上より、本工事を工期内に完成させることを優先したいため該当区間において矢板背面の埋戻しと床板コンクリートを出来高から除外して変更するものです。(減)

(変更内容) 埋戻し工 - 1.8m<sup>3</sup>  
コンクリート工 - 1.0m<sup>3</sup>

4. 6月2日に通過した台風2号による大雨の影響により、断面No. 0～No. 0+10mの区間で計画河床より460mm～980mm程度の洗堀が確認されました。現状のままだと、矢板の根入れ値が設計値より少なくなっているため矢板が倒れてくる恐れがあります。また、洗堀されたことにより表面が土砂のみになっているため、新たに洗堀が進み現状より根入れがさらに少なくなる可能性があります。以上より洗堀された箇所を割栗石で埋戻し、底盤コンクリートを打設するよう変更するものです。(増)

(変更内容) 埋戻し工 + 11.0m<sup>3</sup>  
コンクリート工 + 3.0m<sup>3</sup>

5. 令和4年9月3日に大雨による災害があり羽曳野市島泉9丁目ー12の家屋の庭先が陥没しました。現状復旧までには構造計算や住民協議に時間がかかるため、本工事は災害部の仮設復旧までの設計内容でした。その後、復旧箇所の構造計算や住民協議が完了したため復旧内容を変更するものです。(増)

(変更内容) 災害復旧工	+1式
笠コンクリート工	+1式

6. 樋門について、設計時は羽曳野市より利用者が存在していないため設置不要という設計内容でした。しかし、工事中に利用者が存在していることが判明したため樋門の設置について羽曳野市より要望がありました。協議した結果、設置することとなったため樋門の設置について変更するものです。(増)

(変更内容) 樋門設置工	+1式
--------------	-----

上記内容について、請負契約書第19条（設計図書の変更）に基づき、設計変更を行うものです。